

弁慶市出店要項

平成26年5月30日改定版

【開設の趣旨】

経済の発展している地域には、自分達個人の事業をなんとかして発展させようという熱意をもつ人がたくさんいるものです。知恵をふりしぼり、品物をつくり、苦勞を重ねて商品化する。そして、その商品を自ら売ってみる。この弁慶市は出店者が互いに知恵を出し合い、異業種の交流を深める中、違った目、お互いにアドバイスをしあう。又、消費者の方々にも知恵を頂き、ちょっとした工夫で地場産品をどこに出しても負けない良く売れる商品に育てたいものです。物を売ったことのない人も、自分の商才を試してみませんか。そして、田辺広域圏、一つになって、この弁慶市を楽しいふれあいの場に育てたいと思います。

【開催テーマ】

「紀南はひとつ つれもていこら 弁慶市」

【主催】

弁慶市実行委員会

事務局：南紀みらい株式会社（住所：田辺市湊727-2 TEL：0739-25-8230）

【開催日・時】

原則毎月第3日曜日 午前8時～正午

開始時間に間に合うよう各店で搬入・設営を実施して下さい。

【開催場所】

鬮鶏神社馬場（住所：田辺市湊655番地）

【出店資格】

原則として、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町に住む方で、開設の趣旨に賛同頂ける方。

【販売可能品目】

農・林・水産物とその加工品、菓子、雑貨、衣料品、古物、盆栽、その他開設者が認めるもの。（販売品目等が弁慶市にふさわしくないと実行委員会で判断する場合は、出店をお断りすることがあります。）

【出店ブース】

ブース1コマの大きさは間口2.5m×奥行2.5m。

【出店料】

1ブース2200円（税込）。弁慶市当日集金します。

【駐車料金】

1出店者につき1台分の駐車スペースを以下の料金で提供します。

軽自動車400円、普通車600円。

【申込期限】

申込は随時受け付けています。初出店の場合、開催日の7日前までにお申し込み下さい。

【キャンセル】

出店のキャンセルは開催日の2日前（金曜日）の正午までに、事務局へ電話またはファックスにて通知してください。上記締切以降はキャンセル料（1000円）が発生します。

【悪天候による中止】

開催日当日の午前6：00時点で防災警報（大雨・暴風）が出ている場合は中止となります。中止の時は1週間後に開催します。

【テント】

出店者はブース内にテントを設置することができます。
テントの大きさは間口2.5m×奥行2.5m以内とします。
テントは出店者自身で所有・管理してください。
テントの設営・撤収は出店者自身の責任で行ってください。

【テント設営補助】

テントの設営及び撤収作業の補助を1テントにつき500円で行います。設営作業の補助を希望する場合、事前に主催者に申し込んで下さい。

【什器・備品】

ブース内で利用する什器・備品類は、出店者自身が準備して下さい。
ただし、長机（長さ約180cm×幅約45cm）を1台500円／1回で貸与します。事前にお申し出下さい。数に限りがあります。

【電源使用】

出店1回につき500円で電源を使用することができます。ただし最大消費電力1500W以内とします。
電気器具の設営及び電気コードの配線作業等は出店者自身で行って下さい。
電源の場所の都合上、電気を使用できない出店場所があります。
使用可能電力には限りがあるため、事前に利用をお断りする場合があります。

【賠償責任】

- ・出店者の持ち込みテント及び什器等による事故、その他出店者の責により生じる事故等について、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。万が一の事故に対応できるよう、出店者自身で賠償責任をカバーする保険に加入してください。
- ・持ち込みテント等の設置物は風で飛ばされないよう重石などで固定するなど十分注意して下さい。強風が予想される場合は天幕を張らないようにして下さい。
- ・出店者間及び出店エリアでの対人・対物トラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。

【広報】

- ・弁慶市開催日前日付（金曜夕刊）の紀伊民報に弁慶市開催告知広告を掲載します。
- ・南紀みらい株式会社ホームページ等への掲載。

【出店者会議・出店場所抽選会】

- ・円滑な市の運営のために3ヶ月に一度出店者会議を開催します。弁慶市の運営に関する意見等は出店者会議の場で発言するものとし、出店者と実行委員全体で協議します。
- ・会議と合わせて出店場所を決めるための抽選を実施します。

【出店者配置図】

開催日の1週間～10日前に、出店者配置図をファックスにて、各出店者に送信します。

【秩序の維持】

市の開催中、他への迷惑等、会場の秩序を乱すようなことは厳に慎み、実行委員会の指示に従って下さい。違反者は退場処分とし、次回からの出店資格を失います。この場合、すでに納入した出店料等は返還いたしません。

【衛生管理の徹底】

- ・食中毒などを発生させることがないように食品衛生管理を徹底してください。
- ・場内での不衛生な行為は厳に慎んでください。

【反社会的勢力の排除】

主催者は次に掲げる場合の出店を認めません。

- ・出店しようとする者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）と認められる場合。
- ・反社会的勢力に従業員等として使用していると認められる場合。
- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

【その他注意事項等】

- ・各店で発生したゴミは、自身の責任で処分して下さい。
- ・品質管理を滞りなく行い、万が一クレーム等が発生した場合は、総て出店者の責任において処理してください。そのため、販売時は十分な商品の説明を心がけて下さい。
- ・加工食品等については食品衛生法に基づく許認可が必要です。法令等を遵守して下さい。
- ・火気使用の際は十分に注意してください。

【出店申込方法】

初めて出店する際に申込書に必要事項を記入の上、南紀みらい株式会社に提出してください。2回目以降、申込書の提出は不要です。

〒646-0031 田辺市湊 727-2 田辺市観光センター2階

TEL:0739-25-8230 FAX:0739-23-1165 メール: info@nanki-mirai.jp